

女性活躍推進法の施行後 3 年の 見直しの方向性について(公務部門)

平成31年 2月18日 (月)

内閣府

女性活躍推進法の施行後3年の見直しの方向性について(公務部門)

1. 女性活躍のために特に取り組むべき課題

- ① **長時間労働の是正などの働き方改革**
 - ▶ 長時間労働の常態化は、職務の機会付与や男性の育児参加の大きな阻害要因であり改善が必要
- ② **性別に関わりない職務の機会付与と適切な評価に基づく登用**
 - ▶ 管理職等への登用が進むためには、まずは、性別に関わりない職務の機会付与が重要
- ③ **男性の育児参加の促進**
 - ▶ 職員本人が育児等に能動的に関わることは、事業主にとっても、育児等に理解ある職場風土を形成する観点から重要

2. 主な見直しの方向性

状況把握	情報公表	その他行動計画の実効性向上のための取組
<p>○状況把握項目の見直し【府令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員一人当たりの超過勤務平均時間」に加え、「超過勤務上限(月45時間等)*を超えた職員割合」も把握 ・管理職についても「超過勤務上限を超えた職員割合」を把握 ・「各役職段階の女性職員割合」に加え、「各役職段階の女性職員の“伸び率”」も把握(例：3年度前からの伸び率) ・「セクハラ等の相談状況」に替えて、「セクハラ等対策の整備状況」を把握 など 	<p>○情報公表項目の見直し【府令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「両立支援制度の整備状況」「セクハラ等対策の整備状況」等を追加 など ○開示内容の充実【府令】 <ul style="list-style-type: none"> ・「数値目標を設定した項目の進捗状況」及び「実施した取組」を、経年で公表することを制度化 ※行動計画の実施状況の公表義務は公務部門のみ ○情報公表の複数項目化【法律】 ※情報公表項目は、現行は任意の1項目 ※民間企業(301人以上)と同様の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育公務員の長時間勤務の是正に向けて、勤務時間の把握と適切な管理の実施を求めている ・男性が育児のために5日以上等の一定期間、休暇等を取得することについて、子育て等に理解ある職場風土の形成の観点で重要であることを普及し、積極的な取組を求めている ・行動計画策定時のガイドラインや取組の事例集を作成。また、精力的に取り組む事業主を公表・表彰し、インセンティブ付与 ・公共調達における受注機会の増大について、引き続き、国、地方公共団体等の取組を推進

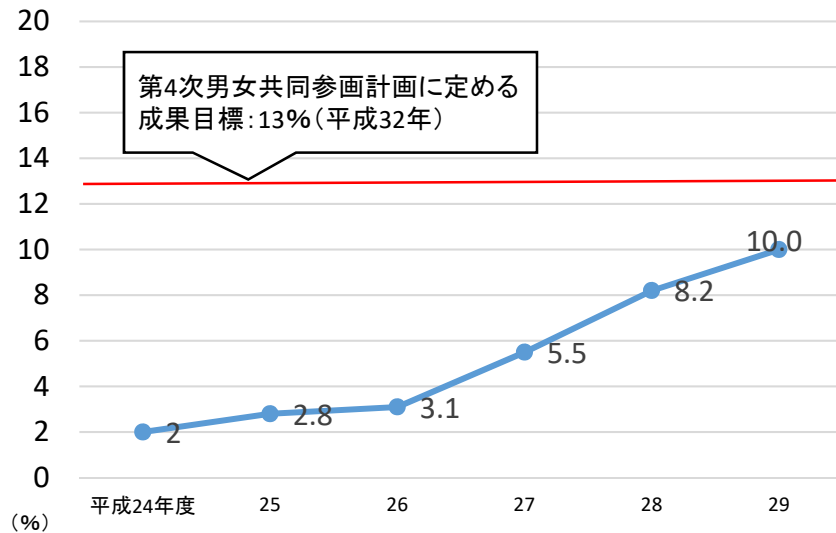
※上限は今後、人事院規則等で定めるもの

男性の育児参加の促進について①

■男性が5日以上等の一定期間、育児等のための休暇等を取得することの意義

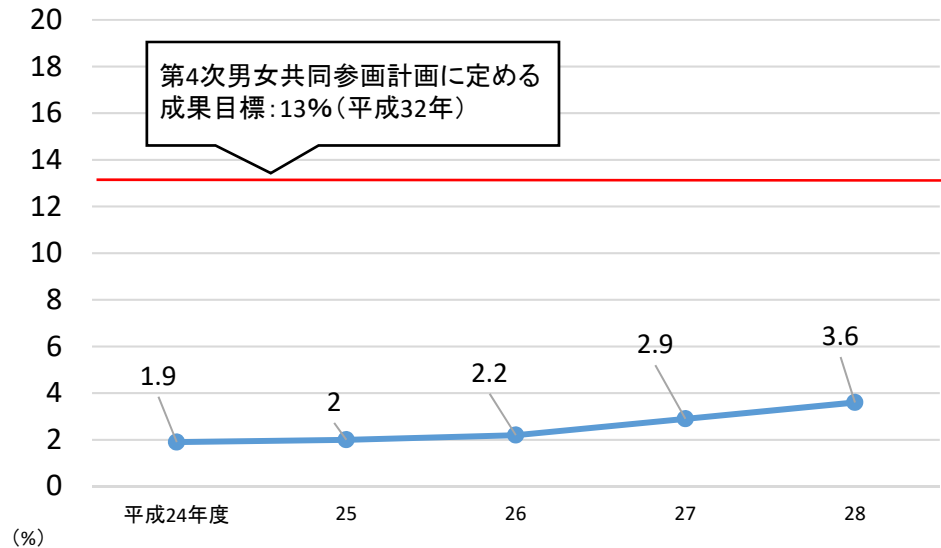
- 共働き世帯が増加する中で、女性が職場において活躍するためには、男性の育児参加の促進が喫緊かつ重要な課題
- 男性が5日以上等のまとまった期間、育児のための休暇等（配偶者出産休暇など）を取得することは、
 - ・本人にとって、今後も長く続く子育てに能動的に関わる契機となるだけでなく、
 - ・事業主にとっても、
 - ▶働き方改革、性別による固定的役割分担意識の打破
 - ▶子育て等に理解のある職場風土の形成や、妊娠・出産を控える職員への理解が広がり、ひいては、マタニティハラスメント等の減少にも資する。

(1) 国家公務員（常勤職員・男性）の育児休業取得率



※取得期間は、「1月以下」が68% (H29年度)

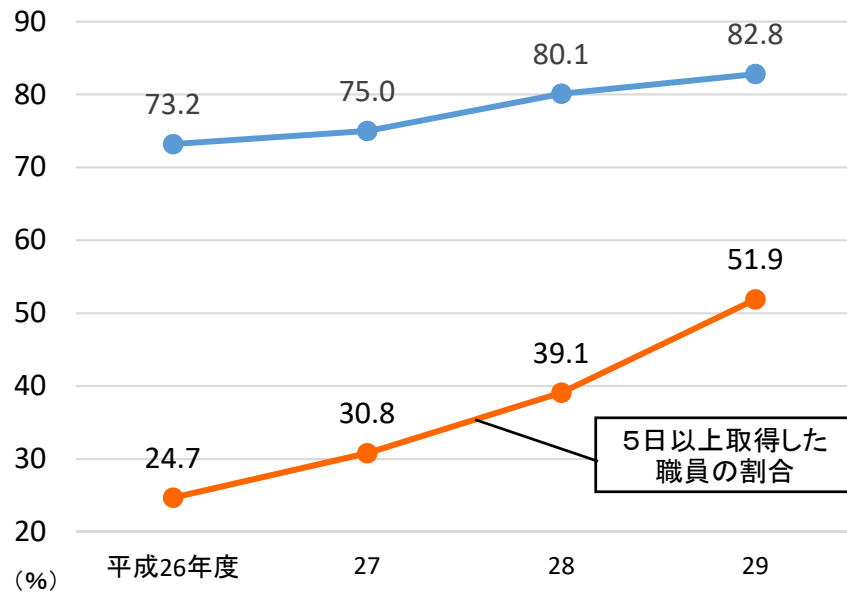
(2) 地方公務員（常勤職員・男性）の育児休業取得率



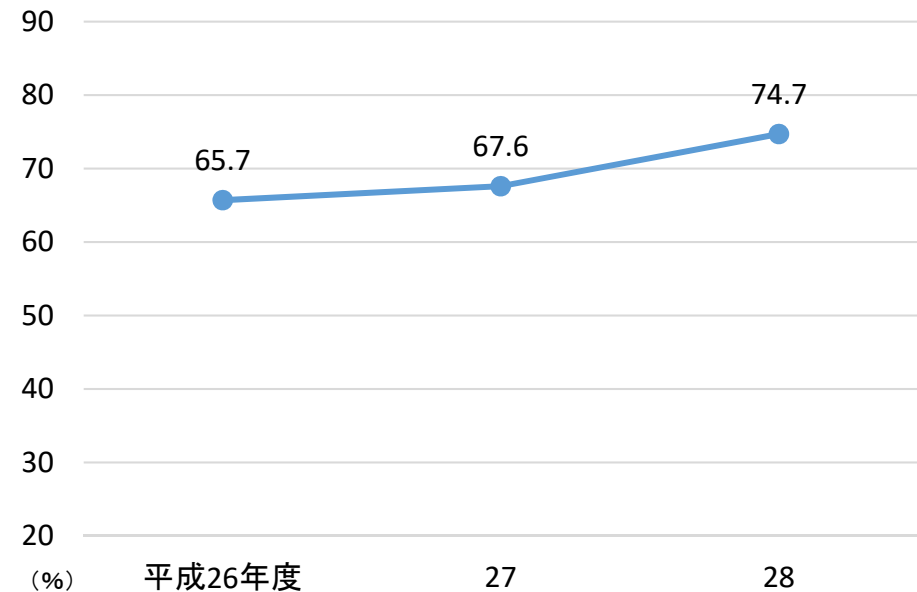
※取得期間は「6月以下」が77.4% (H28年度)

男性の育児参加の促進について②

(3) 国家公務員の配偶者出産休暇(2日)と育児参加のための休暇(5日)（「男の産休」）を取得した職員の割合



(4) 地方公務員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を取得した職員の割合（地方公共団体独自の特別休暇等を取得した職員を含む）



- 注1 (1) 及び (3) のグラフは「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（平成30年11月2日 内閣人事局）を基に作成。「職員の割合」は、「当該年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数（a）」に対する「新規取得者数（b）」の割合（ b/a ）。
- 2 (2) 及び (4) のグラフは「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」（平成24～28年度 総務省）を基に作成。年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数に対する、同年度中に配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇のうち、どちらかもしくは両方の休暇を取得した者の割合。
- 3 (4) のグラフの平成26年度及び平成27年度の数値については、東京都において把握できなかったため、東京都は含まれていない。
- 4 地方公務員の配偶者出産休暇の取得可能日数は、地方公共団体によって異なる。